社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　火災被災者への見舞品贈呈事業実施要綱

（目　的）
第１条　この要綱は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会会員の火災被災に対して贈る見舞品について定めることを目的とする。

（見舞品）
第２条　火災被災者への見舞品は次のとおりとする。
（１）全　焼　　一世帯一人あたり　昭和の湯利用回数券　３，０００円綴一冊
（２）半　焼　　一世帯一人あたり　昭和の湯利用回数券　２，０００円綴一冊
２　特別な事由により、前項の規定により難い場合は、会長が別に定めるものとする。

（その他）
第３条　この要綱に定めるもののほか、本事業に関する必要な事項は、会長が決定する。

附　則　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。